

安全・安心まちづくり推進事業(安全・安心まちづくり団体事業補助金)

1 趣旨・目的

県民が自主的に組織するボランティア団体等が、防犯活動を新たに開始する(既存の団体が新たに防犯活動を開始すること及び活動を拡充することを含む。)ために、実施するもの。

2 事業内容

【内容】

必要な経費に対し、1団体につき10万円を上限に補助金を交付する。

【対象団体】

ボランティア団体、町内会・自治会、PTA、NPO(民間非営利組織)等で継続的かつ計画的に地域の安全・安心まちづくりの推進に係る活動を行う団体

【対象事業】

下記のいずれかに該当するもの

- ① 新たに団体を設立し防犯活動を開始すること。
- ② 既存の団体において新たに防犯活動を始めること。
(福祉活動を行ってきた団体が新たに防犯活動に取り組むなど)
- ③ 既存の防犯活動団体において防犯活動の充実を図ること。
(これまでの登下校時の見守り活動を行っていた団体が、夜間パトロールを開始するなど)

補助を受けた団体は、少なくとも3年間は活動を継続する必要がある。

※営利を目的とした事業、その他補助の目的にそぐわない事業は補助の対象としない。

【募集・受付時期】

4月下旬

【補助・助成額】

必要な経費に対し、1団体につき10万円を上限に補助金を交付する。

(次の各項に掲げる経費に対して補助を行う。)

①防犯活動用品等購入費、②研修会費、③啓発購入費、④防犯図上訓練又は安全マップ作製に係る経費)

【問い合わせ先・関連HP】

総務課消防防災係 電話：947-1113